

## 別表六の二（七） 附表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第7項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》又は平成31年改正前の措置法第68条の9第6項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「(5)のうち税額控除割合が25%である<sup>7</sup>」は、連結親法人事業年度（法第15条の2第1項《連結事業年度の意義》に規定する連結親法人事業年度をいいます。）が平成31年4月1日以後に開始する連結事業年度である場合にのみ記載します。